

知事コメント

(是正の指示に対する関与取消訴訟の提起について)

本日、国土交通大臣が行った変更承認処分をせよとの是正の指示の取消しを求めて、地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与の取消訴訟を提起することとしました。

沖縄県は、国地方係争処理委員会に対して、令和4年5月30日付けで是正の指示を取り消すべきであるとの勧告を求める審査申出を行いました。去る8月19日、同委員会は、是正の指示は違法ではないとの結論を示しました。

沖縄県は、同委員会において、変更承認申請の内容が、工期を当初の承認と比べて実質3倍以上に長期化するなど、「埋立ての必要性」や「国土利用上の合理性」が認められないこと、そして、軟弱地盤が海面から90メートルの深さに及ぶB-27地点において力学的試験を実施しておらず「災害防止」への配慮が不十分であることなど、公有水面埋立法の要件を満たさないものであることを主張してきました。

また、国土交通大臣が本件裁決と是正の指示を一体として行ったことは、同大臣が審査庁として裁決によって変更不承認処分を取り消すことはできても、承認処分を命ずることはできないことから、是正の指示という他の権限を利用することによって県に承認を求めていることにほかなりません。

このことから、地方自治法による国の関与制度及び行政不服審査法の仕組みや権限を濫用したものであり、是正の指示は違法・無効であることなどを主張してきました。

しかしながら、国地方係争処理委員会は、是正の指示が変更承認処分を求めるものであるにもかかわらず、沖縄県の公有水面埋立法の要件を満たさないとの主張の是非については、一切判断を行うことなく、国土交通大臣が行った裁決の拘束

力が生じていることから、是正の指示に従って承認を行わないことは違法であるとの考えを示しました。

このような判断は、個別の法律に適合しているか否かにかかわらず、国が都道府県知事に対し、特定の処分を強要することができるという考え方に他ならず、自治権や法治主義をなきものにするに等しいものであり、断じて認められるものではありません。国地方係争処理委員会は、地方公共団体に対する国の関与の適正を確保する役割を十分に果たしているのか、疑念をもたざるを得ません。

沖縄県としては、このように国地方係争処理委員会の結論に不服があるため、本日、福岡高等裁判所那覇支部に訴えを提起するものであります。

この訴訟は、沖縄県だけでなく、我が国の地方公共団体の自治権を守り抜くための戦いです。

県民、国民の皆様には、今般の国地方係争処理委員会の判断がいかに自治権を軽視するものか、是非注視され、理解を深めていただきたいと思います。

普天間飛行場の辺野古移設に反対するとの民意は、過去2回の知事選挙や県民投票によって明確に示されております。私はその民意に寄り添い、引き続き全身全霊で県民の強い思いに応えてまいります。

県民、そして国民の皆様におかれましては、なお一層の御支援、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年8月24日

沖縄県知事 玉城 デニー